

# 罹災証明申請書

申請者	住所 日向市〇〇丁目〇〇番地 〇〇ハイツ（住民票上の住所）
	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
	(現在の連絡先) 住所（避難先など）上記と同じであれば記入不要 電話番号
氏名 日向 太郎	

被災住家*の 世帯構成員	氏名	続柄	生年月日	性別	個人番号
	日向 太郎	世帯主	昭和〇年〇月〇日	男	
	日向 花子	妻	平成〇年〇月〇日	女	
	日向 一郎	子	令和〇年〇月〇日		
			年 月 日		
		年 月 日			
		年 月 日			

無記入でも可

罹災原因	令和〇年〇月〇日の 台風〇号、大雨 による
------	-----------------------

被災住家*の 所在地	日向市〇〇丁目〇〇番地 〇〇ハイツ
---------------	-------------------

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

※被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。

住宅以外の 被害	車1台、浄水器浸水
-------------	-----------

自己判定調査 同意欄 (希望する場合)	<p><input type="radio"/> 自己判定調査では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、被災住宅の写真等の添付が必要となります（現地調査は行いません。）。</p> <p><input type="radio"/> 自己判定調査で交付できる罹災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する場合のみとなります。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の事項に同意の上、自己判定調査を希望します。</p>
---------------------------	---

希望する場合は、被害の程度・状況がわかる写真を添付してください。（別紙参照）  
住宅以外の被害についても写真が必要です。

## 自己判定方式について

### 【自己判定方式とは】

申請者が**準半壊に至らない被害（家屋全体の損害割合が10%未満）**であることを自ら判定しており、かつ、被害の状況を示す写真等の資料から準半壊に至らないとすることが一見して明らかに判定できる場合に、申請者の同意を得た上で罹災証明書を交付できる仕組みのことです。

通常の家屋被害認定調査を省略するため、**比較的早く罹災証明書の交付が可能**となります。

ただし、現地調査の必要が生じた場合には、調査にお伺いすることがあります。

### 【準半壊に至らない（一部損壊）の一例】

床下浸水、瓦など屋根の一部が破損、庇（ひさし）の破損、外壁の一部にひび割れ、窓ガラスの破壊 等

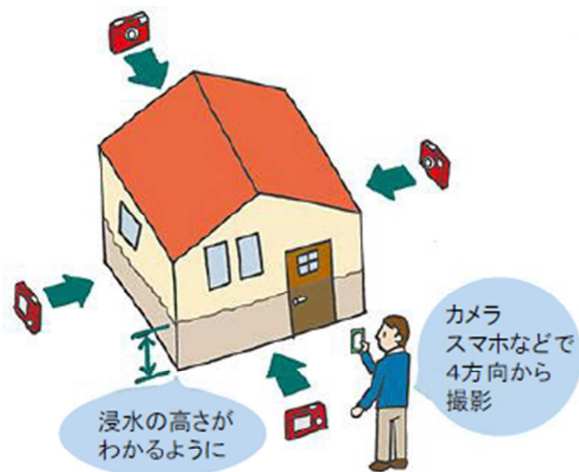
### 【申請方法】

罹災証明書申請書の「自己判定調査同意欄」の  にし点を付けてください。

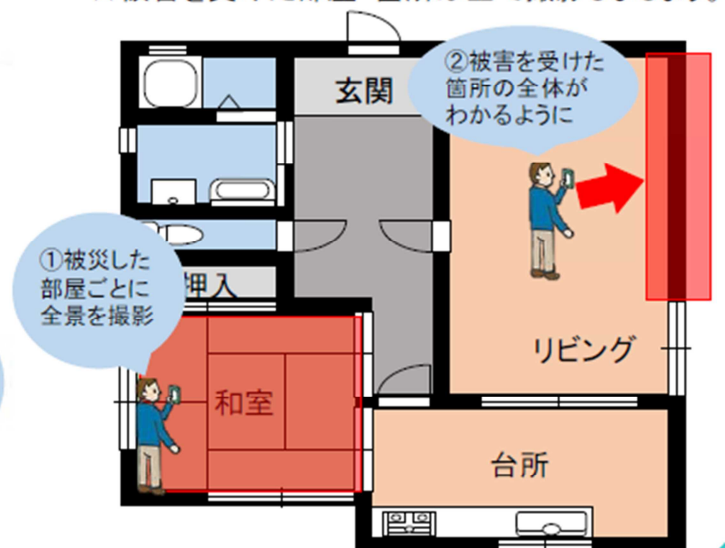
### 【必要書類】

- ① 罹災証明書申請書（本人または同居家族以外による申請の場合は委任状が必要）
- ② 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③ 被害の程度・状況がわかる写真等  
ア. 建物の全景（周囲4面） イ. 表札 ウ. 被害箇所全ての写真
- ④ 建物図面（平面図） ※可能な場合のみ、被害箇所を記入してご提出ください。

### <イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



（内閣府：住まいが被害を受けたとき最初にすること）参照

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/hisajijouhou\\_d/fil/01\\_tirasi.pdf](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/hisajijouhou_d/fil/01_tirasi.pdf)